



新しい事業に挑戦する  
中小企業者を  
全力で応援します！

最大  
**60**万円  
補助

# がんばる中小企業者応援補助金

市では、経営革新（※）を進める中小企業者に対し、新規事業の経費の一部を補助する「がんばる中小企業者応援補助金」を交付しています。補助金を活用し、新事業に挑戦してみませんか？たくさんの応募をお待ちしております。

（※）事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること

## Q：新しい事業とは、どんなものを指しますか？

例えば…

- ・カフェを営む事業者が、海岸沿いの立地を活かし、自転車レンタルサービスを開始。
- ・飲食店でテイクアウトを開始するために、ドライブスルーのカウンターを整備。
- ・これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究をし、製造ラインで活用。 などなど…

**A：①新商品の開発または生産、②新サービスの開発または提供、③商品の新たな生産または販売方式の導入、④サービスの新たな提供方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動** を指します。

## Q：どんなものが補助対象となりますか？

**A：報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費** が対象になります。

もっと詳しく知りたい方は、糸島市ホームページ（がんばる中小企業者応援補助金）をご覧ください。

### 補助金を受け取るまでの流れ



#### ▼経営革新を進める「新たな取り組み」を考える

- ・経常利益のアップを目指し、新しい事業を検討してください。  
（事業の効果目標に「3年後の経常利益が3%または2%以上の向上」を求めます）
- ・経営革新計画（※）を作成すると、目標や重点課題が明らかとなり、補助率及び補助金の限度額も上がります。  
（※）経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定し、県知事が承認する中期的な経営計画書です。計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できます。

私たちが  
サポートします！



#### ▼補助金交付申請書を提出する

- ・市 HP から申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、商工振興課へご提出ください。
- ・補助金の交付、不交付は、郵送にてお知らせします。（申請から1～2週間程度）
- ・必要に応じて、追加書類を提出いただく場合があります。

糸島市商工会  
☎322-3535

経営革新計画の作り方や申請書の書き方など、商工会が相談を受け付けています。商工会の会員以外の人でも、まずはお気軽にご相談ください。



#### ▼採択事業を実施する

- ・交付決定が通知されましたら、事業を実施してください。
- ・交付決定後、事業が実施できなくなった場合、事業内容に変更や中止があった場合は、至急、商工振興課にご連絡ください。



#### ▼実績報告書を提出する

- ・事業完了後30日以内、または令和5年3月10日のいずれか早い日までに、商工振興課へ実績報告書類をご提出ください。



#### ▼補助金を請求する

- ・補助金交付額確定が通知されましたら、補助金の請求書をご提出ください。
- ・請求日から1か月以内に、銀行振り込みでお支払いします。

### 問い合わせ・申請先



糸島市 商工振興課 （糸島市前原西一丁目1-1）  
☎092-332-2096 ✉shokoshinko@city.itoshima.lg.jp

